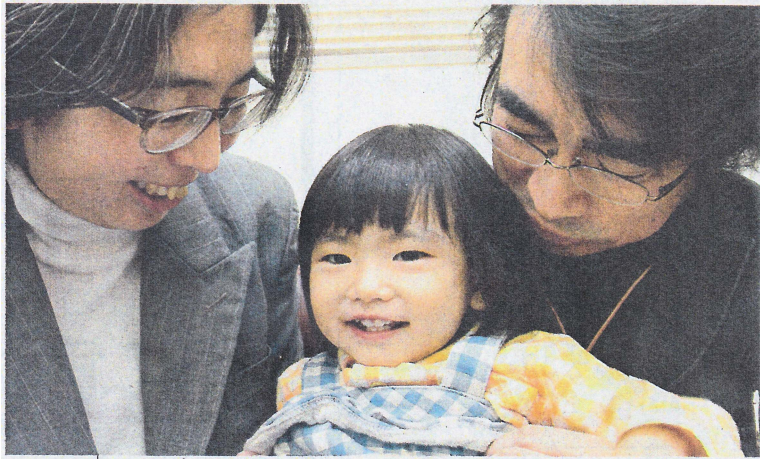


# 「巫」のお友達 増えるかも

## 人名用漢字追加 松阪の夫婦願ひ届く

国の人名用漢字に「巫」が追加された七日、次女(こ)に「天巫」と名前を付けた三重県松阪市の夫婦は「日本で初めての名前と教えたい。きつと誇りを持ってくれる」と喜んだ。生まれたときには使えなかった字。名乗れるよう家事審判で勝ち取った名前には、親の思いが込められている。  
(松阪支局・吉野淳一)



両親の斎藤直正さん(四四)、淳子さん(四三)はこの日、「同じ名前のお友達が増えるかもよ」とまな娘に語りかけた。生まれたのは伊勢神宮の式年遷宮を控えた二〇一三年の六月八日。淳子さんは「天照大神と、神と人をつなぐ巫女から借りた。『巫』には、人や自然とたくさん絆を紡いでほしいと願いを込めた」と命名の理由を明かす。

松阪市役所で出生届を出す窓口で「巫は使えない」と受理されなかった。「名前は親の願ひ。譲れない」と食いが下がったが、受け取ってもらえず、裁判で闘うと決めた。戸籍法で子の名は「常用平易」と定め、常用漢字(二千百三十六字)と人名用漢字(当時八百六十二字)に限っている。ただし裁判所が「常用平易」

天巫ちゃん(中)をあやす斎藤直正さん(左)と淳子さん(右)＝三重県松阪市で

と認めれば使えるからだ。

同年十二月、市を相手に津家裁松阪支部に不服を申し立てた。よく似た「坐」が人名に使え、巫女などで「巫」は日本文化に根付いていると主張。昨夏、訴えが認められ、ようやく願ひがかなった。

法務省によると、今回のような審判は「全国で年間約十件だが、正確には分からない。『巫』は過去に一件、別に申し立てがあった」という。人名用漢字に詳しい京都大の安岡孝一准教授(人文情報学)は「改名を含めると年間で審判は六十件はある。『巫』もほかに四件ある」とい、「常用平易は時代や裁判で変わってしまう。ほかにも使えない字は多い。国は常用、人名用漢字以外で常用平易な漢字を調査すべきだ」と指摘する。

直正さんは「私たちは運良く認められた。あきらめた親は気の毒としか言いようがない」と、「巫」を使えなかった親を思いやった。